

令和4年9月20日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所

いのちとくらしをまもる防災減災

肝属川の樹木採取希望者を公募します！

肝属川水系 高山川、始良川の河川敷に繁茂している樹木を採取する方を公募します。

樹木は農業資材や燃料のほか販売目的での利用も可能です。

【公募概要】

採取場所：肝属郡肝付町新富地先他（合計約16,000m²）

資料-1、資料-2参照

伐採予定時期：令和5年1月頃～令和5年4月28日

応募期間：令和4年9月20日～令和4年10月20日

応募要領：「肝属川水系河川敷樹木等採取公募募集要領」参照

問合せ先：国土交通省 大隅河川国道事務所

河川管理課（全般）：TEL 0994-65-2996

高山出張所（高山川）：TEL 0994-65-2415

鹿屋出張所（始良川）：TEL 0994-65-2546

メールアドレス：qsr-osumi_kawakan01@mlit.go.jp

《河川内樹木採取公募について》

河川区域内の樹木はときおり繁茂し過ぎて河川管理の支障となる場合があります。国土交通省では、そうした場所の樹木については伐採を行いながら河川の良い維持管理を行っております。しかしながら伐採に多くの費用を要することから、今回、樹木伐採が必要な場所での採取者公募を行い、伐採費用の縮減と採取された竹木が有効利用されることを期待しています。

地域で樹木を必要とされている方と河川管理者である国との協働事業として採取の希望者を公募します。

※注意：本公募で採用となった方は、採取前までに河川法第25条の許可申請手続きが必要です。

<問合せ先>

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

たはら ひでき

河川管理課長 田原 秀樹（内線331）

電話 0994-65-2996 FAX 0994-65-9630



高山橋より下流を望む



新前田橋より上流を望む



伐採範囲①



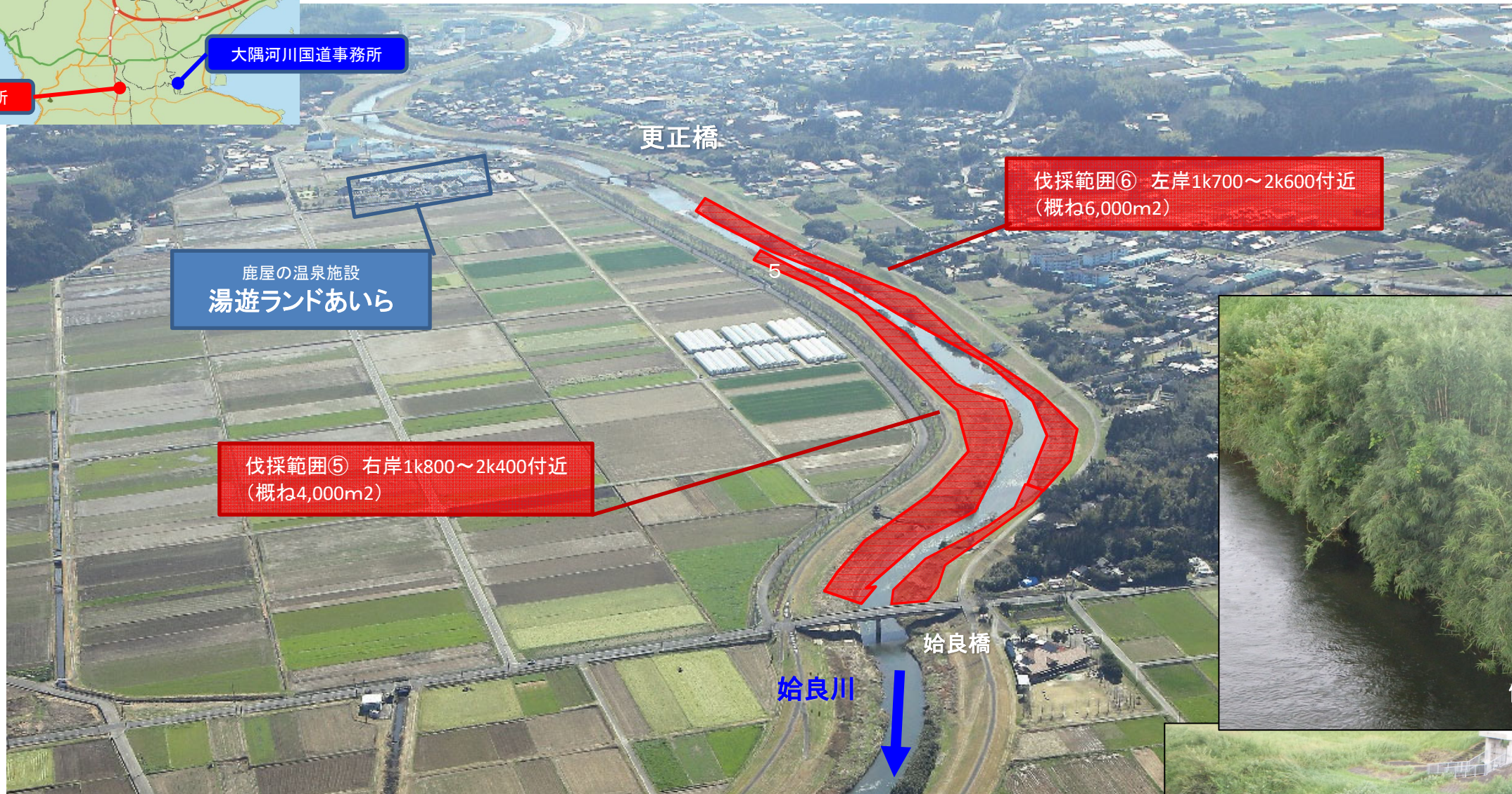
伐採範囲②



伐採範囲③



伐採範囲④



肝属川水系河川敷樹木等採取公募募集要項

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には流下阻害や河川の状況を確認する際の障害物になるため、河川管理上の支障とならないよう伐採を行っていますが、経費の縮減と木材資材の有効活用を図るため、公募型による樹木の伐採を試行するものです。

応募する場合は、下記事項の内容及び現地条件を確認し了承した上で応募してください。

1. 公募日 令和4年9月20日（火）

2. 概要

(1) 名称：公募型樹木等採取に伴う公募

(2) 採取場所 ①肝属郡肝付町新富地先【高山川 右岸 1k600～2k000 付近概ね 2,000m²】

②肝属郡肝付町新富地先【高山川 右岸 2k200～2k300 付近概ね 1,000m²】

③肝属郡肝付町前田地先【高山川 左岸 1k600～2k000 付近概ね 2,000m²】

④肝属郡肝付町前田地先【高山川 左岸 2k200～2k300 付近概ね 1,000m²】

⑤鹿屋市吾平町麓地先【始良川 右岸 1k800～2k400 付近概ね 4,000m²】

⑥鹿屋市吾平町麓地先【始良川 左岸 1k700～2k600 付近概ね 6,000m²】

(詳細は別紙 資料-1、資料-2 参照)

(3) 生育する樹種、樹径等の情報

樹種：センダン（大きいもので幹径 5cm～10cm）、竹（直径 2 cm 程度）、雑木

(4) 採取期間採取の許可日 から 令和5年4月28日（金）まで

3. 公募への参加資格

① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為があった者でないこと。

② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとし、指名停止等を受けている者でないこと。

③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再手法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 直近1年間の税を滞納している者ではないこと。

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4. 応募方法

(1) 公募型樹木等採取応募申込書の提出【様式-1】及び伐採作業計画書の提出【様式-2】

① 提出方法：郵送、持参又はメールとします。

② 提出先：九州地方整備局 大隅河川国道事務所 河川管理課 河川維持係

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1

メール：qsr-osumi_kawakan01@mlit.go.jp

③ 受付期間：令和4年9月20日（火）から令和4年10月20日（木）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

郵送の場合は令和4年10月18日（火）17時00分必着。

(2) 採取応募申込みにあたっては、必ず現地の搬入出路、樹種、地盤状況等を必ずご確認の上、ご応募下さい。

5. 選定方法の概要

(1) 選定者の決定方法

① 応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから

総合的に評価し、応募者の選定条件の中の採取条件の番号の若い条件より優先して選定を行います。

- ② 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがあります。
 - ③ なお、上記の審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により申請者を選定します。
- (2) 選定の結果通知は、令和4年11月下旬までに応募者全員へ通知します。
- (3) 選定された方へは、結果通知の他、採取箇所（採取区画）、採取期間を併せて通知します。

6. 応募者の選定条件

応募者の選定にあたっては、以下のとおり採取条件を設定し、採取条件の番号の若い条件より優先して選定を行います。

- (1) 許可受け者において繁茂している樹木を採取する場合。
- (2) 河川管理者において伐開され、河川区域内に集積された伐採木を採取する場合。
- (3) 河川管理者において伐開及び玉切り加工され、河川区域内に集積された伐採木を採取する場合。
- (4) その他現地状況により協議のうえ決定する。
 - ※1：最大採取量の定めは行わないが、応募者多数の際は採取区画指定及び採取量の制限を行う場合があります。
 - ※2：集積された伐採木の積込み及び運搬については、許可受け者が行うこととします。

7. 選定後の手続き

- (1) 選定の結果を受けた者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項の規定に定める法第25条の許可に係る申請書を提出して下さい。
 - ①提出書類：許可申請書【様式-3】
伐採作業計画書【様式-2】※応募時に提出したもの
位置図及び実測平面図※公募資料【資料-1】【資料-2】の選定箇所
 - ②提出方法：郵送、持参又はメールとします。
 - ③提出先：九州地方整備局 大隅河川国道事務所 河川管理課 河川維持係
〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1
メール：qsr-osumi_kawakan01@mlit.go.jp
 - ④受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

8. 採取に当たって実施すべき安全対策等の内容

- (1) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (2) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。

9. 採取で生じた枝葉等の処理について

- (1) 伐採等の作業により発生した不要な枝葉や木片等については、現地に集積していただければ河川管理者にて処分しますので、ご連絡下さい（集積の際は長さが1m以下になるようカットしてください）。
- (2) 伐採するにあたり疑義が生じた場合は、ご相談ください。

10. 作業環境

採取に係る作業環境（騒音、交通対策等）については、選定の結果通知後に河川管理者と調整を行うこととします。

11. 作業に当たっての注意事項等について

作業にあたり下記について、河川管理者が指示又は指導を行う場合があります。

- (1) 河川管理者が、河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施状況を把握します。
- (2) 選定者が樹木等の採取及び樹木の搬出をするにあたり、周辺に生息・生育する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
- (3) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (4) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (5) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報し、適切に対応して下さい。
また、騒音や振動等で近隣住民等から苦情があった場合も、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報し、適切に対応して下さい。
- (6) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。

12. 採取料徴収

採取料（占用料）について、河川法第 25 条の許可を受けた者が河川法第 32 条の規定により、鹿児島県が徴収（河川の流水占用料等の徴収に関する条例）することがあります。

なお、採取料については鹿児島県河川課管理係(099-286-3590)へ問い合わせ下さい。

↓↓鹿児島県流水占用料等徴収条例↓↓

http://g-reiki.pref.kagoshima.jp/pref.kagoshima2/reiki_honbun/q701RG00000284.html

13. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に完了報告及び実績数量（m³、t、軽トラ何台分など）の報告を行うこととします。

14. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

15. 説明会

説明会は行わないものとします。

16. 応募要領及び応募様式に対する質問

(1) 応募要領及び応募様式に対する質問の提出

- ① 提出方法：質問する場合は、持参、FAX又はメールで書面により提出して下さい。

質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号、FAX番号を記載して下さい。

なお、企業の場合は、担当の部署等の記載もして下さい。

- ② 提出先：九州地方整備局 大隅河川国道事務所 河川管理課 河川維持係

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1013-1

FAX:0994-65-9630 メール:qsr-osumi_kawakan01@mlit.go.jp

③ 受付期間 : 令和4年9月20日(火)から令和4年10月7日(金)までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

(2) 質問に対する回答

① 回答方法 : 質問者の方へ郵送又はFAXで書面による回答を行います。

② 回答日 : 質問内容を取りまとめのうえ、令和4年10月14日(金)までに行います。

17. 無効

公募において示した参加資格にみえない者の申請書、又は資料に虚偽の記載をしていた場合には決定を取り消します。

公募型樹木等採取応募申込書

令和 年 月 日

大隅河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名

印

所属団体・企業名

令和4年9月20日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 希望する伐採場所及び採取条件 ※希望する箇所に優先番号の記入をお願いします。

第1希望：【採取場所】 _____ 【採取条件】 _____

第2希望：【採取場所】 _____ 【採取条件】 _____

第3希望：【採取場所】 _____ 【採取条件】 _____

【採取場所】

- ①肝属郡肝付町新富地先【高山川 右岸 1k600～2k000 付近概ね 2,000m²】
- ②肝属郡肝付町新富地先【高山川 右岸 2k200～2k300 付近概ね 1,000m²】
- ③肝属郡肝付町前田地先【高山川 左岸 1k600～2k000 付近概ね 2,000m²】
- ④肝属郡肝付町前田地先【高山川 左岸 2k200～2k300 付近概ね 1,000m²】
- ⑤鹿屋市吾平町麓地先【始良川 右岸 1k800～2k400 付近概ね 4,000m²】
- ⑥鹿屋市吾平町麓地先【高山川 左岸 1k700～2k600 付近概ね 6,000m²】

【採取条件】

- ① 許可受け者において繁茂している樹木を採取
- ② 河川管理者において伐開され、河川区域内に集積された伐採木を採取
- ③ 河川管理者において伐開及び玉切り加工され、河川区域内に集積された伐採木を採取

※応募多数の場合は、希望された箇所での採取が出来ない場合があります。

2. 伐採木の使用目的： _____

3. 採取を希望する河川産出物の種類： _____

4. 採取場所の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載

現地確認済み 現地未確認

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う
 ノコギリにより伐採を行う
 その他の方法により伐採を行う (伐採方法:)
- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、人力によりトラックまで運搬する
 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する
 その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する (積込方法:)
 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する (積込方法:)
 その他の方法 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

7. 応募者の連絡先

住所 :

連絡先 (携帯可) :

緊急連絡先 :

F A X 番号 :

メールアドレス :

※F A X 番号、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

公募型樹木等採取応募申込書（記入例）

令和4年10月10日

大隅河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒893-1207 肝付町新富 178

氏名 肝付 太郎

所属団体・企業名 ○○ ○○



令和4年9月20日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

1. 希望する伐採場所及び採取条件 ※希望する箇所に優先番号の記入をお願いします。

第1希望：【採取場所】 ① 【採取条件】 ①

第2希望：【採取場所】 ③ 【採取条件】 ①

第3希望：【採取場所】 ② 【採取条件】 ②

【採取場所】

- ①肝属郡肝付町新富地先【高山川 右岸 1k600～2k000 付近概ね 2,000m²】
- ②肝属郡肝付町新富地先【高山川 右岸 2k200～2k300 付近概ね 1,000m²】
- ③肝属郡肝付町前田地先【高山川 左岸 1k600～2k000 付近概ね 2,000m²】
- ④肝属郡肝付町前田地先【高山川 左岸 2k200～2k300 付近概ね 1,000m²】
- ⑤鹿屋市吾平町麓地先【始良川 右岸 1k800～2k400 付近概ね 4,000m²】
- ⑥鹿屋市吾平町麓地先【高山川 左岸 1k700～2k600 付近概ね 6,000m²】

【採取条件】

- ① 許可受け者において繁茂している樹木を採取
- ② 河川管理者において伐開され、河川区域内に集積された伐採木を採取
- ③ 河川管理者において伐開及び玉切り加工され、河川区域内に集積された伐採木を採取

※応募多数の場合は、希望された箇所での採取が出来ない場合があります。

2. 伐採木の使用目的： 薪ストーブ

3. 採取を希望する河川産出物の種類： 樹木

4. 採取場所の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載

現地確認済み 現地未確認

5. 採取の期間

作業予定期間 : 3月1日 ~ 3月30日 (のうち30日間) を予定

6. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う
 ノコギリにより伐採を行う
 その他の方法により伐採を行う (伐採方法: 専用重機による)
- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する
 その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する (積込方法: 人力)
 伐採材は、() t)トラックにより日々搬出する (積込方法:)
 その他の方法 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する
 その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

軽トラ3台使用予定

7. 応募者の連絡先

住所 : 東串良町田麓 178
連絡先 (携帯可) : 090-1234-5678
緊急連絡先 : 090-1234-5678
FAX番号 : 0994-65-9630
メールアドレス : kimotuki-taro@yahoo.co.jp

※FAX番号、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

大隅河川国道事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(所属団体・企業名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(作業時間) : ~ :

【作業者】

<遵守する事項>

【安全対策等】

- (作業時服装)・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風)・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理)・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
 - ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- (隣接者調整)・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
 - ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分にとって作業を行う。
 - ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応)・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。
 - ・作業に起因する事故で第三者に損害を与えた際には、責任をもって解決にあたる。
 - ・作業に起因する騒音や振動等で近隣住民等から苦情があった場合は責任をもって解決にあたる。
- (法令遵守)・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路監理)・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

- (その他)
- ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が
起こらないようにする。
 - ・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

様式-3

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

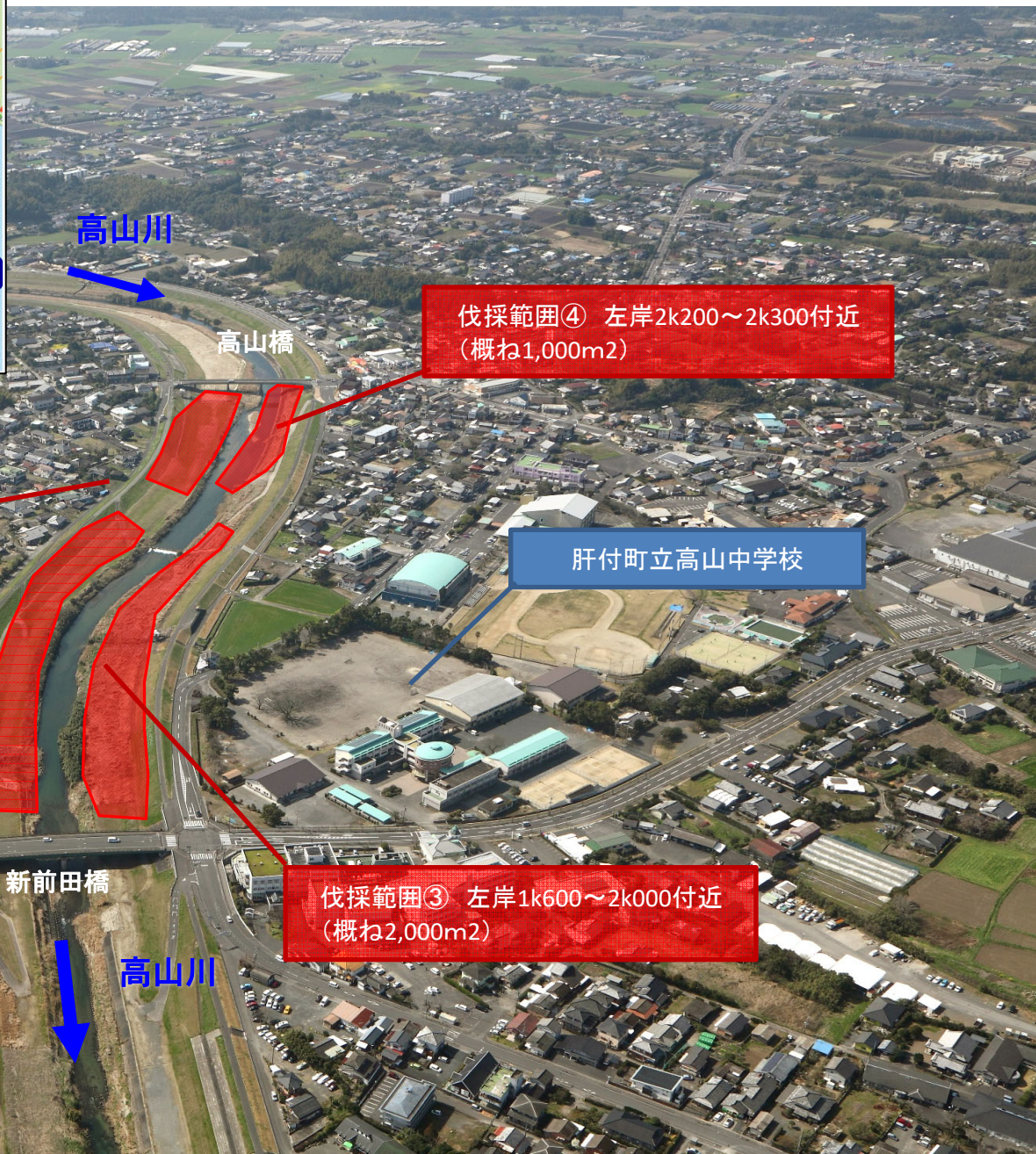
国土交通省九州地方整備局長 殿

申請者 住所
氏名

別紙のとおり河川法第 25 条の許可を申請します。

(連絡先) 氏 名

電話番号



伐採範囲② 右岸2k200～2k300付近
(概ね1,000m²)

伐採範囲① 右岸1k600～2k000付近
(概ね2,000m²)

伐採範囲④ 左岸2k200～2k300付近
(概ね1,000m²)

伐採範囲③ 左岸1k600～2k000付近
(概ね2,000m²)



伐採範囲①



伐採範囲②



伐採範囲③



伐採範囲④

